入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年５月８日
支出負担行為担当官
広島高等検察庁検事長　勝丸　充啓
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　34
○第１号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　広島法務総合庁舎で使用する電気　契約電力　943kW　予定使用電力量　1,590,952kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　供給期間　平成25年８月１日から平成26年７月31日まで
⑸　供給場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札金額は、当庁が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する総価を入札書に記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のＡの等級に格付けされた者であること。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者、又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒730―0012 広島市中区上八丁堀２―31 広島高等検察庁事務局会計課用度係　佐々木浩司　電話082―221―2607
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所において交付する。
⑶　入札書の提出期限　平成25年６月28日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成25年７月１日13時30分　広島法務総合庁舎12階共用第１会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　納付免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入することができると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　詳細は、入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Mituhiro Katumaru Superintending Prosecutor of the Hiroshima High Public Prosecutors Office
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity used in Hiroshima Government Building : Contracted power : 943kW : the estimated electricity to be used for the year 1,590,952kWh
⑷　Delivery period : From 1 August 2013 through 31 July 2014
⑸　Delivery place : Place designated by official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, Minors, Persons under Conservatorship or Persons under assistance who obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A in sale of products in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) in the Fiscal Years 2013, 2014, and 2015. ④Have been licensed for a person of the general electricity enterprises in accordance with Article 3⑴ of the Electricity Enterprises Act, or have filed notice of a person for the electricity enterprises on the specified scale in accordance with Article 16. 2⑴ of the Act mentioned.
⑺　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are started from the viewpoint of reducing CO_2
⑻　Time-limit for tender : 17 : 00, 28 June 2013
⑼　Contact point for the notice : Koji Sasaki Supply Section High Public Prosecutors Office of Hiroshima, 2―31 Kamihachobori Nakaku Hiroshima City 730―0012 Japan. TEL 082―221―2607

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年５月８日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　小部　春美
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量
連結決議書作成支援システム（Ver8. 0. 0）及び一括省略決議書等作成システム（Ver 2. 0. 0）の開発・機能修正　一式
⑶　調達案件の仕様等　調達案件の仕様等に関し、支出負担行為担当官が別途指示する特性を有すること。
⑷　履行期限　平成26年３月31日まで
⑸　履行場所　当庁の指定する場所。
⑹　入札方法　上記１⑵の件名について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において業種区分が「役務の提供等」で「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格審査を受けていない者で、競争参加資格審査申請書を提出し、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされた者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。